

問1 明治政府が実施した地租改正において、税を納める際の基準と方法の組み合わせとして正しいものはどれですか。（2026年 富山公立

入試 類似）

1. 土地の価格（地価）を基準とし、現金で納める
2. 土地の面積を基準とし、米などの現物で納める
3. その年の収穫高を基準とし、現金で納める
4. 土地の価格（地価）を基準とし、米などの現物で納める

問2 明治政府が行った地租改正の内容について説明した文として、最も適切なものはどれですか。（2019年 愛媛公立入試 類似）

1. 課税の基準を収穫量から地価に変更し、地価の三パーセントを現金で納めるようにした。
2. 課税の基準を耕作面積から収穫量に変更し、収穫量の三パーセントを米で納めるようにした。
3. 課税の基準を地価から収穫量に変更し、収穫量に応じた現金を納めるようにした。
4. 課税の基準を収穫量から地価に変更したが、納入については従来通り米で納めるようにした。

問3 明治政府が、それまでの米による納税（物納）を廃止し、地価を基準とした現金による納税（金納）を導入した主な目的は何ですか。（2023年 栃木県公立入試 類似）

1. 天候による収穫量の増減や、市場での米価の変動に左右されず、政府が毎年一定の税収を確保できるようにするため
2. 江戸時代から続く重い年貢の負担から農民を解放し、農村の生活水準を向上させて消費を活性化させるため
3. すべての土地を政府の所有（公地公民）に戻し、国が直接農業経営を行うための運営資金を調達するため
4. 米の流通量を制限することで、都市部における米価の急騰を抑え、工業労働者の生活を安定させるため

問4 1869年の版籍奉還では旧藩主が「知藩事」として引き続き各地を治めていましたが、明治政府は1871年にさらなる改革を行い、藩を完全に廃止して県や府を設置しました。この改革の名称として正しいものを選びなさい。（2024年 栃木公立入試 類似）

1. 大政奉還
2. 版籍奉還
3. 廃藩置県
4. 地租改正

問5 明治政府が発行した「地券」という書面において、ある土地の価格が「100円」と記載されている場合、その所有者が納めるべき税額は「3円」と設定されていました。このような、土地の価値を基準とした課税方法へ変更した最大の目的として、最も適切なものはどれですか。（2021年 茨城県公立入試 類似）

1. 米の価格を高く維持することで、農村の景気を回復させるため
2. 小作人の負担を減らし、自作農を増やすことで農業を近代化するため
3. 作物の収穫量や米の価格変動に左右されず、政府の予算を安定させるため
4. 土地の売買を禁止し、すべての土地を国営にする準備を整えるため

問6 幕末から明治初期にかけての日本の政治的変遷について、一連の流れを正しく説明しているものはどれですか。（2017年 福岡県公立

入試 類似）

1. アメリカとの条約締結による開港を機に政局が混乱し、反対派を弾圧した大老が暗殺された。その後、新政府は五箇条の御誓文で開国和親の方針を示し、廃藩置県によって中央集権化を進めた。
2. 尊王攘夷運動の高まりを受けて、幕府は開港した港をすべて閉鎖した。その後、五箇条の御誓文により武士の政治参加を禁じ、廃藩置県で天皇が直接各地を視察する制度を整えた。
3. 大老が暗殺されたことで幕府の権威が回復し、五箇条の御誓文によって幕府と朝廷が協力する公武合体が完成した。その後、廃藩置県によって地方の自治権が強化された。
4. 欧米諸国の圧力に抗して開国を拒絶し続けたが、五箇条の御誓文によって鎖国体制の継続が宣言された。その後、廃藩置県によって旧来の身分制度がより厳格に定められた。

問7 明治政府が実施した地租改正において、それまでの江戸時代の年貢の納め方と比較して、税の基準と納入方法がどのように変更されたか、最も適切なものを選びなさい。（2026年 福岡公立入試 類似）

1. 土地の価格を基準とし、現金で納めるように変更された。
2. 収穫高を基準とし、米で納めるように変更された。
3. 土地の面積を基準とし、米で納めるように変更された。
4. 収穫高を基準とし、現金で納めるように変更された。

問8 明治政府が行った地租改正について、それまでの江戸時代の年貢の仕組みと比較した説明として、正しいものはどれですか。

（2026年 鳥取公立入試 類似）

1. 豊作や不作に左右されず政府の収入を安定させるため、課税基準を収穫高から地価に変更し、現金で納めさせた。
2. 農民の負担を減らして耕作意欲を高めるため、課税基準を土地の面積から収穫高に変更し、米で納めさせた。
3. 土地の所有権を国が一括管理するため、課税基準を地価から収穫高に変更し、金貨または銀貨で納めさせた。
4. 物価の変動に対応して税収を増やすため、課税基準を米の収穫量から市場価格に変更し、米で納めさせた。

## 答え合わせ・解説

問1	<b>答え 1</b> 土地の価格（地価）を基準とし、現金で納める	明治政府は、江戸時代の年貢のように収穫量に応じて米を納める仕組みを改め、土地の所有権を認め、土地の価値（地価）を基準に一定の税率で現金（金納）を納めさせる制度を確立しました。これにより、政府は土地所有者に直接納税の義務を負わせ、国の財政基盤を近代化することを目指しました。
問2	<b>答え 1</b> 課税の基準を収穫量から地価に変更し、地価の三パーセントを現金で納めるようにした。	明治政府は、近代国家の基礎を固めるために租税制度の抜本的な改革を行いました。それまでの年貢は米の収穫量を基準として米で納めていたため、天候による豊作・不作によって政府の収入が変動するという不安定さがありました。地租改正では、土地の価格である「地価」を基準に、その三パーセントを税率として「現金」で納めさせる仕組みに改められました。
問3	<b>答え 1</b> 天候による収穫量の増減や、市場での米価の変動に左右されず、政府が毎年一定の税収を確保できるようにするため	江戸時代までの年貢制度では、収穫量や米価によって政府（幕府や藩）の収入が大きく変動し、国家の予算を立てることが困難でした。近代国家の建設を急ぐ明治政府は、軍備の増強や産業の育成（富国強兵・殖産興業）に多額の資金を必要としたため、土地の価値である「地価」を基準に、豊作や不作に関わらず一定の金額を「現金」で納めさせることで、安定した財源を確立しようとしてきました。
問4	<b>答え 3</b> 廃藩置県	1869年の版籍奉還では土地と人民が形式上天皇に返されましたが、実質的な統治は旧藩主が行っていました。これに対し、1871年の廃藩置県では藩そのものを廃止し、中央政府から府知事や県知事を派遣することで、政府が全国を直接統治する仕組みを整えました。これにより、江戸時代まで続いた地方分権的な体制から、強力な中央集権体制へと移行しました。
問5	<b>答え 3</b> 作物の収穫量や米の価格変動に左右されず、政府の予算を安定させるため	江戸時代の年貢は「収穫量に応じた米による納入」であったため、天候不順による凶作や、市場での米価の下落によって政府の収入が大きく変動するという弱点がありました。明治政府は近代国家としての安定した予算を確保するため、収穫高ではなく「地価」という固定された基準に基づき、かつ「現金」で納税させる仕組みを整えました。これにより、政府は毎年の税収を予測し、計画的な国家運営が可能になりました。
問6	<b>答え 1</b> アメリカとの条約締結による開港を機に政局が混乱し、反対派を弾圧した大老が暗殺された。その後、新政府は五箇条の御誓文で開国和親の方針を示し、廃藩置県によって中央集権化を進めた。	幕末、井伊直弼が勅許を得ずに日米修好通商条約を結び開港したことは、尊王攘夷派の激しい反発を招き、桜田門外の変で大老が暗殺される事態に至りました。その後、政権を握った明治新政府は、五箇条の御誓文において「広く会議を興し、万機公論に決すべし」や「知識を世界に求め」といった方針を打ち出し、旧来の藩制度を廃止して県を置くことで、近代的な中央集権国家の基礎を築きました。
問7	<b>答え 1</b> 土地の価格を基準とし、現金で納めるように変更された。	明治政府は、政府の収入を安定させるために地租改正を行いました。江戸時代の年貢は「収穫高」に応じた「物納（米など）」であったため、豊作や凶作によって政府の収入が変動していましたが、土地の所有者に「地価」に応じた「現金」を納めさせる仕組みに改めることで、天候に左右されない安定した財政基盤を確立しようとしてきました。
問8	<b>答え 1</b> 豊作や不作に左右されず政府の収入を安定させるため、課税基準を収穫高から地価に変更し、現金で納めさせた。	江戸時代の年貢は米の収穫高に応じて決まっていたため、天候不順による不作などが政府の財政を不安定にする要因となっていました。明治政府はこの問題を解決し、近代化のための安定した財政基盤を築くために、土地の価格（地価）を基準とし、豊作・不作といった作柄に関係なく、一定の額を現金で納めさせる制度を整えました。